

# 小松島市内で転居された方へ

※次の資格をお持ちの方等は下記の手続きが必要です※

対象となる方	手 続 き	場 所	担当課
マイナンバーカードまたは住基カードの交付を受けている方	該当するカードをお持ちのうえ、表面記載事項の変更手続きを行ってください。	市役所1階 ①番窓口	戸籍住民課 ☎ 32-2112
電子証明書の交付を受けている方	失効されますので、必要に応じて手続きをしてください。		
老人等バス無料優待証の交付を受けている方	表面記載事項の変更手続きを行ってください。	市役所1階 ②番窓口	市民環境課 ☎ 32-2132
国民健康保険に加入されている方	住所変更の手続きを行ってください。 国保証又は資格確認書及び各認定証、公的機関が発行した写真入りの本人確認書類(運転免許証等)をお持ちください。また、世帯主と転居された方のマイナンバーが必要となります。	市役所1階 ⑤番窓口	保険年金課 国保担当 ☎ 32-2113
後期高齢者医療に加入されている方	新しい住所の被保険者証等・各認定証が届きましたら、住所を変更する前の被保険者証等・各認定証はお返しいただくか、破棄してください。	市役所1階 ④番窓口	保険年金課 医療担当 ☎ 32-4120
子どもはぐみ・ひとり親家庭等・重度心身障害者等医療を受給されている方	住所変更の手続きを行ってください。 各医療費受給者証と窓口に来られる方の本人確認書類をお持ちください。		
介護保険被保険者の方	新しい住所の被保険者証、負担割合証が届きましたら、住所を変更する前の被保険者証、負担割合証をお返しください。	市役所1階 ⑦番窓口	介護福祉課 ☎ 32-3507
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	住所変更の手続きを行ってください。 手帳をお持ちください。	市役所1階 ⑨番窓口	介護福祉課 障がい福祉担当 ☎ 32-2279
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方	住所変更の手続きを行ってください。 ※児童扶養手当の手当証書をお持ちください。世帯に変化があった場合は、その方のマイナンバーが必要となります。	市役所1階 ⑩番窓口	子育て応援課 こども家庭支援室 ☎ 32-2114
市営住宅入居者	同居者異動届・同居承認申請書・明け渡し手続等を行ってください。	市役所2階	住宅課 ☎ 32-2120

公立の幼小中学校へ通学(園)されているお子様がいらっしゃる方	幼稚園へ通園	幼稚園へ連絡してください。	現在お子様が通園している幼稚園
	小中学校へ通学	教育委員会学校課に連絡の上、必要な手続きをお取りください。	教育委員会学校課 ☎ 32-3811 [住所]小松島町字新港9番地の19

ごみ収集	ごみは正しく分別し、朝8時30分までに指定袋に入れて出してください。 ごみを出す場所については、ご近所の人にお尋ねください(新築の場合は、環境衛生センターまでご連絡ください)。 詳細については、本庁総合案内または環境衛生センターにて配布しております「家庭ごみ収集日程地区割表」及び冊子「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。また、市ホームページでもご覧いただけます。	環境衛生センター ☎ 32-8290 [住所] 芝生町字花谷3番地
し尿処理	環境衛生センターへお問い合わせください。	
犬の所有者(飼主)	環境衛生センターへ新住所をご連絡ください。	

水道	使用開始、使用中止の手続きをしてください。	小松島市水道料金お客さまセンター ☎ 33-2207 [住所] 田浦町字中西103番
----	-----------------------	--